豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 30 年　月　日付け農林水産大臣公表）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
前文 １（略） ２　我が国においては、かつて、豚コレラは全国的にまん延していたが、飼養衛生管理の向上及び我が国で開発された生ワクチンの普及により、平成４年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成 18 年４月からはワクチン使用を完全に中止した。この結果、我が国は平成 19 年４月１日に国際獣疫事務局（以下「ＯＩＥ」という。）の規約に定める豚コレラ清浄国となった。 ３　それ以降、我が国では豚コレラの発生は認められていないが、豚コレラは、致死性が高いことから、ひとたびまん延すれば、 ①　長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、 ②　国民への畜産物の安定供給を脅かし、 ③　地域社会及び地域経済に深刻な打撃を与え、 ④　国際的にも、豚コレラの非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。 ４　また、豚コレラは、一般的には伝播力が強く、致死性の高い伝染病であるため、発生時には迅速かつ的確な防疫対応が求められる。このことから、平成 23 年４月の家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）の一部改正の中で、法第 16 条を改正し、豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）に対し、患畜及び疑似患畜のと殺を義務付ける疾病とされたところである。 ５　現在、我が国の近隣諸国においては、豚コレラの発生が継続して確認されており、国際的な人、物の往来が増加していることから、今後、我が国に豚コレラウイルスが侵入する可能性がある。 ６　このため、国民、旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に豚コレラウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等の所有者と行政機関（国、都道府県及び市町村をいう。以下同じ。）及び関	前文 １（略） ２　我が国においては、かつて、豚コレラは全国的にまん延していたが、飼養衛生管理の向上及び我が国で開発された生ワクチンの普及により、平成４年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成 18 年４月からはワクチン使用を完全に中止した。この結果、我が国は平成 19 年４月１日に国際獣疫事務局（ＯＩＥ）の規約に定める豚コレラ清浄国となった。 ３　それ以降、我が国では豚コレラの発生は認められていないが、豚コレラは、致死性が高いことから、ひとたびまん延すれば、 ①　長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、 ②　国民への畜産物の安定供給を脅かし、 ③　地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、 ④　国際的にも、豚コレラの非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。 ４　また、豚コレラは、口蹄疫に比べて伝播力が強くないことから、予防的殺処分を実施する必要はないが、一般的には伝播力が強く、致死性の高い伝染病であるため、発生時には迅速かつ的確な防疫対応が求められる。このことから、平成 23 年４月の家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）の一部改正の中で、法第 16 条を改正し、豚等（豚及びいのししをいう。以下同じ。）の所有者（当該豚等を管理する所有者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）に対し、患畜及び疑似患畜のと殺を義務付ける疾病とされたところである。 ５　現在、我が国の近隣諸国においては、豚コレラの発生が継続して確認されており、国際的な人・物の往来が増加していることから、今後、我が国に豚コレラウイルスが侵入する可能性がある。 ６　このため、国民、旅行者等の協力を得て水際検疫を徹底するとともに、常に国内に豚コレラウイルスが侵入する可能性があるという前提に立ち、豚等の所有者と行政機関（国、都道府県及び市町村）及び関係団体とが緊密に連

係団体が緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。	携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
7　なお、本指針については、海外における豚コレラの発生の状況の変化や科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、３年ごとに再検討を行う。	7　なお、本指針については、海外における豚コレラの発生の状況の変化や科学的知見・技術の進展等があった場合には、随時見直す。また、少なくとも、３年ごとに再検討を行う。
第１　基本方針	第１　基本方針
１　豚コレラの防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見及び通報」、さらには「迅速かつ的確な初動対応」である。	１　豚コレラの防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見・通報」、さらには「初動対応」である。
２　国は、人、物等を介した諸外国から我が国への豚コレラウイルスの侵入を防止するため、水際における検疫措置を徹底する。	（新設）
３　豚等の所有者において何よりも重要なのは、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、豚コレラが疑われる症状を呈している豚等が発見された場合に直ちに都道府県に届け出ることを習慣化し、確実に実行することである。 このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。	２　豚等の所有者が、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、豚コレラが疑われる症状を呈している豚等が発見された場合には、直ちに都道府県に通報されることが何よりも重要である。 このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、全ての豚等の所有者がその重要性を理解し、かつ、実践できるよう、発生の予防と発生時に備えた準備に万全を期す。
（１）国は、都道府県に対し、必要な情報の提供を行い、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導及び助言を行うとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）等が実施する豚コレラに関する研究を推進する。	（１）国は、都道府県に対し、必要な情報の提供を行うとともに、全都道府県の防疫レベルを高位平準化できるよう、指導及び助言を行う。
（２）（略）	（２）（略）
（３）（略）	（３）（略）
４　発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止及び早期収束を図ることが重要であり、特に第５の２に基づき患畜又は疑似患畜が確認された農場における迅速な患畜及び疑似患畜のと殺、その死体等の処理及び消毒が何よりも重要である。 防疫措置を行うための経費については、法第 58 条から第 60 条の２までの規定に基づき、国が負担することとなっている。 また、法第 60 条の３では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の活用を含めて、法に基づく予算を速やかに、かつ、確実に手当することとしている。 このことも踏まえて、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動対応を行う。	３　豚コレラの発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止・早期収束を図ることが重要である。 防疫対応を行うための経費については、法第 58 条から第 60 条までの規定に基づき、国がその全部又は一部を負担することとなっている。 また、法第 60 条の３では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、予備費の計上その他の必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしている。 このことも踏まえて、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動対応を行う。
（１）国は、初動対応等を定めた防疫方針（第６の２の（１）の防疫方針をい	（１）国は、初動対応等を定めた防疫方針（第６の２の（１）の防疫方針をい

う。以下同じ。）の決定及び見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を関係省庁の協力を得て支援する。また、法を踏まえ、予算を迅速かつ確実に手当てする。 （２）（略） （３）（略） ５　なお、国は、あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、専門家の意見を聴きつつ、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。	う。以下同じ。）の決定・見直しを責任を持って行うとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。また、法を踏まえ、必要な予算を迅速かつ確実に手当てする。 （２）（略） （３）（略） ４　なお、国は、あらかじめ定めた防疫方針に基づく初動対応により、感染拡大を防止できないときには、速やかに、実際の感染状況を踏まえた防疫方針の見直しを行うとともに、必要に応じ、的確な特定家畜伝染病緊急防疫指針（以下「緊急防疫指針」という。）を策定する。
第２　発生の予防及び発生時に備えた事前の準備 １　農林水産省の取組 （１）諸外国やＯＩＥ等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況を把握し、必要に応じて都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表することにより、海外旅行者等の一般の人々に対しても情報提供する。特に、国内で畜産関連施設に出入りする海外からの旅行者、外国人技能研修生、留学生、獣医畜産系大学関係者等に豚コレラの発生予防に必要な情報について周知する。 （２）豚コレラの特徴、農場（豚等の飼養農場に限る。以下同じ。）へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点及び発生時に想定される防疫措置を分かりやすくまとめ、ホームページ等を通じて公表する。 （３）空海港における家畜及び畜産物の輸入検疫並びに入国者又は帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、ウイルスの伝播可能期間を考慮しつつ、豚コレラの発生国からの入国者又は帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、海外からの厨芥残さについては、豚コレラウイルスの侵入要因になり得ることから、適切な処分を実施する。 （４）各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、都道府県に対し、必要な指導及び助言を行う。 （５）（略） （６）発生時に直ちに防疫専門家、緊急支援チーム等を現地に派遣できるよう、常に派遣候補者の人材育成を含めた派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。また、必要に応じて、都道府県が取り組む家畜防疫員の人材育成を支援する。	第２　発生の予防及び発生時に備えた事前の準備 １　農林水産省の取組 （１）常に海外における最新の発生状況を把握し、必要に応じて都道府県、関係団体等に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表する。 （２）農場へのウイルスの侵入防止のための具体的な注意点を分かりやすくまとめ、ホームページ等を通じて公表する。 （３）国境における家畜・畜産物の輸入検疫並びに入国者及び帰国者の靴底消毒を徹底する。特に、ウイルスの伝播可能期間を考慮しつつ、豚コレラの発生国からの入国者及び帰国者に対して、質問並びに携帯品の検査及び消毒を徹底する。また、海外からの厨芥残さについては、豚コレラウイルスの侵入要因になり得ることから、適切な処分を実施する。 （４）各都道府県の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況及び市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等との連携状況を把握し、全都道府県の防疫レベルの高位平準化を図るため、都道府県に対し、必要な改善指導を行う。 （５）（略） （６）発生時に直ちに防疫専門家等を現地に派遣できるよう、常に派遣体制を整え、あらかじめ派遣候補者のリストアップを行う。

（７）（略）	（７）（略）
（８）発生時に各種検査に係る衛生資材等の需要が急増した場合に、これら資材の供給が円滑かつ安定的に行われるよう、体制を構築する。	（新設）
２　都道府県の取組	２　都道府県の取組
（１）１の（１）により提供を受けた発生状況に関する情報について、必要に応じ、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての豚等の所有者、関係団体等に周知する。	（１）１の（１）により提供を受けた発生状況に関する情報を、速やかに、ファクシミリ、電話、電子メール、郵送等により全ての豚等の所有者及び関係団体に周知する。
（２）外国人技能研修生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、法第 12 条の５に基づき、飼養衛生管理基準の遵守について、十分に周知し、必要に応じて指導及び助言する。	（新設）
（３）発生時に移動制限区域（第９の１の（１）に規定する移動制限区域をいう。）内の農場等を直ちに特定できるよう、豚等の農場ごとに、豚コレラが発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地等の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。	（２）豚等の所有者ごとに、豚コレラが発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地等の確保状況等）を把握する。
（削る）	（３）移動制限区域内の農場等が瞬時に把握できるよう、地図情報システム等を活用して農場の所在地を整理する。
（４）発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、発生時の役割を見据え、防疫に必要な人員を確保するとともに、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理、衛生資材、薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。	（４）発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫に必要な人員の確保、消毒ポイントの設置場所の調整、衛生資材及び薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。
（５）豚等の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行うとともに、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、豚等の取扱いに慣れた保定者のリストアップを行う。 　また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。	（５）豚等の所有者に対する指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行うとともに、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、豚等の取扱いに慣れた保定者のリストアップを行う。 　また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。
（６）発生時には、近隣都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。	（６）発生時には、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これら市町村、関係機関及び関係団体との連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況等の情報共有等を行い、連携体制を整備する。
（７）発生時に近隣都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体	（新設）

等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動対応が実行できるよう、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図るとともに、発生農場等において防疫措置を指揮できる家畜防疫員の育成に努める。 　また、家畜市場やと畜場といった家畜集合施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。	
（８）発生時には、発生地域の豚等の所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることとなることから、公衆衛生部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的な対応を検討する。	（新設）
（９）近年、養豚経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、豚コレラの発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。	（７）近年、養豚経営の大規模化・効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場の飼養衛生管理については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、豚コレラの発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。
（10）豚等の所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合は、次の措置を講ずる。 ①～④　（略）	（８）豚等の所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合は、次の措置を講ずる。 ①～④　（略）
（11）都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を積極的に捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。	（９）都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。
（12）生肉を含み、又は生肉を含む可能性がある食品残さ（以下、「畜産物を含む食品残さ」という。）を給与している豚等の所有者に対して、当該食品残さについて適切な処理を行うこと及び未処理の食品残さについては、豚等の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。	（10）畜産物を含む食品残さを給与している豚等の所有者に対して、当該食品残さについて適切な処理を行うこと及び未処理の食品残さについては、豚等の飼養場所と完全に隔離することについて指導する。
３（略）	３（略）
第３　清浄性の維持確認のための調査 １　臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定 　都道府県は、原則として年１回、法第 51 条第１項の規定に基づき、当該都道府県内の農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。）について立入検査を行い、臨床検査により第４の１に掲げる症状が認められた豚等（以下「異常豚」という。）の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。	第３　清浄性の維持確認のための調査 １　臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定 　都道府県は、原則として年１回、法第 51 条第１項の規定に基づき、当該都道府県内の農場（豚等を６頭以上飼養するものに限る。）について立入検査を行い、臨床検査により第４の１に掲げる異状が認められた豚等（以下「異常豚」という。）の摘発及び当該異常豚の病性鑑定を実施する。
２（略）	２（略）

3 （略） 4　調査結果の報告 　都道府県畜産主務課は、１から３までの調査等の結果について、毎年度、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。ただし、陽性が認められ、豚コレラウイルスの感染の疑いがある場合は、その都度動物衛生課に報告するものとする。 5 （略）	3 （略） 4　調査結果の報告 　都道府県畜産主務課は、１から３までの調査等の結果について、年２回、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。ただし、陽性が認められ、豚コレラウイルスの感染の疑いがある場合は、その都度動物衛生課に報告するものとする。 5 （略）
第４　異常豚の発見及び検査の実施 1　豚等の所有者等から届出を受けたときの対応 　都道府県は、豚等の所有者、獣医師等から、次の（１）から（８）までに掲げる症状を呈している豚等を通常以上の頻度で見られた旨の届出を受けた場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。 　また、届出者等に対し、当該農場の家畜及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。 （１）～（８）（略） 2　都道府県による臨床検査 （１）家畜防疫員は、１の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常豚及び同居する豚等に対する体温測定をはじめとした徹底した臨床検査を行う。 　その際、異常豚を含む豚等の群の状況についてデジタルカメラで撮影する。 （２）家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状等に関する報告及び撮影した写真を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。 （３）都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査等の結果、豚コレラウイルスの感染を疑う場合には、（１）で撮影した写真、症状、同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。 3　農場等における措置 （１）都道府県は、２の（３）により動物衛生課に報告した場合には、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講じる。 ①　症状を呈する豚等及びそれと同居する豚等の血液（血清及び抗凝固剤加血液）を採取し、これを豚等の死体又は豚コレラウイルスの感染が疑われる豚等とともに家畜保健衛生所に運搬する。	第４　異常豚の発見及び検査の実施 1　豚等の所有者等から通報を受けたときの対応 　都道府県は、豚等の所有者又は獣医師から、次の（１）から（８）までに掲げる症状が通常以上の頻度で見られた旨の通報を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。 　また、通報者等に対し、当該農場の飼養家畜及び豚等の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。 （１）～（８）（略） 2　都道府県による臨床検査 （１）家畜防疫員は、１の農場に到着した後、車両を当該農場の敷地外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常豚及び同居する豚等に対する体温測定をはじめとした徹底した臨床検査を行う。 　その際、異常豚を含む豚等の群の状況についてデジタルカメラで撮影する。 （２）家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状に関する報告及び写真を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。 （３）都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査の結果、豚コレラウイルスの感染を疑う場合には、（１）で撮影した写真及び同居する豚等の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。 3　農場等における措置 （１）都道府県は、２の（３）により動物衛生課に報告した場合には、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講じる。 ①　血液（血清及び抗凝固剤加血液）を採取し、これを豚等の死体又は豚コレラウイルスの感染が疑われる豚等とともに家畜保健衛生所に運搬する。

② 家畜保健衛生所において当該豚等の死体又は豚コレラウイルスの感染が疑われる豚等から、病性鑑定（豚コレラ及び類症鑑別）に必要な検体（扁桃、腎臓及び脾臓を必ず含める。）を採材する。	② 家畜保健衛生所において当該豚等の死体又は豚コレラウイルスの感染が疑われる豚等から、扁桃、腎臓及び脾臓を検体として採材する。
③ 法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。 ア 生きた豚等 イ 採取された精液及び受精卵 ウ 豚等の死体 エ 豚等の排せつ物等 オ 敷料、飼料及び家畜飼養器具	③ 法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。 ア 生きた豚等 イ 採取された精液及び受精卵 ウ 豚等の死体 エ 敷料、飼料、排せつ物等 オ 家畜飼養器具
④ 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。	④ 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
⑤ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。	⑤ 当該農場の出入口及び当該農場で使用している衣類・飼養器具を消毒する。
（２）都道府県は、２の（３）により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去28日間における次の疫学情報を動物衛生課に提出する。	（２）都道府県は、２の（３）により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する次の疫学情報を動物衛生課に提出する。
① 豚等の移動履歴	① 飼養する豚等の過去28日間の移動履歴
② 当該農場に出入りしている次の人及び車両の移動範囲 ア 獣医師及び家畜人工授精師 イ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両等	② 当該農場に出入りしている次の人・車両の巡回範囲 ア 獣医師及び家畜人工授精師 イ 家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両及び堆肥運搬車両
③ 堆肥の出荷先	③ 堆肥の出荷先
④ 精液及び受精卵の出荷先	④ 精液及び受精卵の出荷先
⑤ 給与飼料の情報	（新設）
４ 陽性判定時に備えた準備 都道府県は、２の（３）により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも５の（１）の検査の結果が全て出る前までに、動物衛生課に報告する。	４ 陽性判定時に備えた準備 都道府県は、２の（３）により動物衛生課に報告した場合には、次の措置を講じ、その内容について、遅くとも５の（１）の検査の結果が全て出る前に、動物衛生課に報告する。
（１）（略）	（１）（略）
（２）（略）	（２）（略）
（３）豚等のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）	（３）豚等のと殺に当たる人員及び資材の確保
（４）（略）	（４）（略）
（５）消毒ポイントの設置場所の検討	（５）消毒ポイントの設置場所の決定
	（６）当該農場の所在する市町村及びその関係団体並びに隣接の都道府県への

（６）当該農場の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係機関への連絡 ５　都道府県による家畜保健衛生所での検査 （１）（略） （２）都道府県は、（１）の②又は③の検査で陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウイルス、遺伝子増幅産物、血清等必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。 ６　第３の清浄性の維持確認のための調査で豚コレラウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応 都道府県は、第３の１から３までの調査等の結果、豚コレラウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。 （１）（略） （２）第３の２の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合 ①　エライザ法により陽性が確認された場合 引き続き、中和試験を実施するとともに、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査（体温測定を含む。②及び（３）において同じ。）及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して、３の（１）の④及び⑤の措置を行うことを指示するとともに、同（１）の③の措置を実施し又は当該農場の③に掲げるものの移動自粛を要請し、４の準備を進める。さらに、５の（１）の①及び②の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査又は中和試験のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、５の（２）の手続により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。 ②　中和試験により陽性が確認された場合 ５の（２）の手続により、当該中和試験で用いた血清を動物衛生研究部門に送付するとともに、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して３の（１）の③、④及び⑤の措置を行うことを指示し、４の準備を進める。さらに、５の（１）の①及び②の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、５の（２）の手続により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。	連絡 ５　都道府県による家畜保健衛生所での検査 （１）（略） （２）都道府県は、（１）の②又は③の検査で陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウイルス、遺伝子増幅産物、血清等必要な検体を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。 ６　第３の清浄性の維持確認のための調査で豚コレラウイルスの感染の疑いが生じた場合の対応 都道府県は、第３の１から３までの調査等の結果、豚コレラウイルスの感染の疑いが生じた場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。 （１）（略） （２）第３の２の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合 ①　エライザ法により陽性が確認された場合 引き続き、中和試験を実施するとともに、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査（体温測定を含む。②及び（３）において同じ。）及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して、３の（１）の④及び⑤の措置を行うことを指示するとともに、同（１）の③の措置を実施し又は当該農場の③に掲げるものの移動自粛を要請し、４の準備を進める。さらに、５の（１）の①及び②の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査又は中和試験のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、５の（２）の手続により、必要な検体を動物衛生研究所に送付する。 ②　中和試験により陽性が確認された場合 ５の（２）の手続により、当該中和試験で用いた血清を動物衛生研究所に送付するとともに、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査及び必要な検体の採材を行う。また、当該臨床検査の結果等を踏まえ、当該豚等の所有者等に対して３の（１）の③、④及び⑤の措置を行うことを指示し、４の準備を進める。さらに、５の（１）の①及び②の検査を併せて実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、これらの検査のいずれか一つの検査でも陽性であった場合には、５の（２）の手続により、必要な検体を動物衛生研究所に送付する。 （３）第３の３の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合

（３）第３の３の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合 当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査及び必要な検体の採材を行い、当該豚等の所有者等に対して３の（１）の③、④及び⑤の措置を行うことを指示するとともに、必要に応じて、５の（１）の検査を実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、５の（２）の手続により必要な検体を動物衛生研究部門に送付する。この場合、４の準備も同時に進める。 また、第３の３の病性鑑定材料を用いた調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、（２）の①又は②の措置を実施する。	当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、家畜防疫員が当該農場に立ち入り、臨床検査及び必要な検体の採材を行い、当該豚等の所有者等に対して３の（１）の③、④及び⑤の措置を行うことを指示するとともに、必要に応じて、５の（１）の検査を実施し、その結果について動物衛生課に報告するとともに、５の（２）の手続により必要な検体を動物衛生研究所に送付する。この場合、４の準備も同時に進める。 また、第３の３の病性鑑定材料を用いた調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、（２）の①又は②の措置を実施する。
７　動物衛生研究部門による検査 動物衛生研究部門は、５の（２）の手続により都道府県から検体の送付があった場合には、遺伝子解析をはじめとした必要な検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。	７　動物衛生研究所による検査 動物衛生研究所は、５の（２）の手続により都道府県から検体の送付があった場合には、遺伝子解析をはじめとした必要な検査を行い、その結果について、動物衛生課に報告する。
８　その他 （１）都道府県は、２の（１）の臨床検査又は第３の１の臨床検査（６の対応において行うものを含む。）により異状が確認されたにもかかわらず、５の（１）の検査（６の対応において行うものを含む。）の結果、豚コレラウイルスの感染が否定された場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、アフリカ豚コレラの診断のため、検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡豚等の扁桃、腎臓及び脾臓）を動物衛生研究部門に送付する。この場合、アフリカ豚コレラでないと判定されるまで、３の（１）の③から⑤までの措置を継続する。また、都道府県は、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行う。 なお、都道府県は、必要に応じ、５の（１）の②のウイルス分離検査（６の対応において行うものを含む。）の結果が出る前に、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体の送付及び類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行うことができる。 （２）２から５までの措置は、豚等の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常豚が発見された場合についても、同様に行うものとする。	８　その他 （１）都道府県は、２の（１）の臨床検査又は第３の１の臨床検査（６の対応において行うものを含む。）により異状が確認されたにもかかわらず、５の（１）の検査（６の対応において行うものを含む。）の結果、豚コレラウイルスの感染が否定され、第５の判定を行う必要がなくなった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、アフリカ豚コレラの診断のため、検体（血清、抗凝固剤加血液並びに死亡した豚等の扁桃（へん）、脾（ひ）臓及び腎臓）を動物衛生研究所に送付する。また、都道府県は、必要に応じ、類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行う。 なお、都道府県は、必要に応じ、５の（１）の②のウイルス分離検査（６の対応において行うものを含む。）の結果が出る前に、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、当該検体の送付及び類症鑑別上問題となる他の疾病に関する検査を行うことができる。 （２）２から５までの措置は、豚等の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常豚が発見された場合についても、同様に行うものとする。
第５　病性等の判定 第４の５の（２）の場合又は第４の６の（１）から（３）までの結果、必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合（それ以外の場合であって動物衛生課が特に必要と認めた場合を含む。）については、次の１及び２によ	第５　病性等の判定 第４の５の（２）の場合又は第４の６の（１）から（３）までの結果、必要な検体が動物衛生研究所に送付された場合（それ以外の場合であって農林水産省が特に必要と認めた場合を含む。）については、次の１及び２により病

り病性等の判定を行うものとする。	性等の判定を行うものとする。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。
1　病性の判定方法 農林水産省は、次の（１）又は（２）により病性を判定する。 （１）異常豚の通報があった場合 第４の２の臨床検査（特に体温測定）及び第４の５の（１）の検査の結果並びに第４の７の動物衛生研究部門が行う遺伝子解析をはじめとした検査（以下「遺伝子解析等検査」という。）の結果について、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、 ①　②以外の場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果についての判定を先行して行い、可能な限り速やかに２の判定に移行する。 ②　第９の１の（１）の移動制限区域内で豚コレラが続発しており、疫学情報が十分に収集されている場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果に基づき、直ちに２の判定に移行する。 （２）（略）	1　病性の判定方法 農林水産省は、次の（１）又は（２）により病性を判定する。 （１）異常豚の通報があった場合 第４の２の臨床検査（特に体温測定）及び第４の５の（１）の検査の結果並びに第４の７の動物衛生研究所が行う遺伝子解析をはじめとした検査（以下「遺伝子解析等検査」という。）の結果について、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、 ①　②以外の場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果についての判定を先行して行い、可能な限り速やかに２の判定に移行する。 ②　第９の１の（１）の移動制限区域内で豚コレラが続発しており、疫学情報が十分に収集されている場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果についての判定を行い、直ちに２の判定に移行する。 （２）（略）
2　患畜及び疑似患畜 農林水産省は、１の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。 （１）（略） （２）（略）	2　患畜及び疑似患畜 １の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。 （１）（略） （２）（略）
第６　病性等判定時の措置 1　関係者への連絡 （１）都道府県は、第５の２により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び患畜又は疑似患畜が確認された農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。 ① 当該豚等の所有者 ② 当該都道府県内の市町村 ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体 ④ 当該都道府県の警察、自衛隊その他関係機関 ⑤ 近隣の都道府県	第６　病性等判定時の措置 1　関係者への連絡 （１）都道府県は、第５の２により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ等により連絡する。 ① 当該豚等の所有者 ② 当該都道府県内の市町村 ③ 当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体 （新設） ④ 隣接の都道府県

（２）（１）の場合、都道府県は、当該農場から半径３キロメートル以内の農場その他都道府県が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報提供する。	（新設）
（３）（２）により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が豚コレラのまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。	（新設）
（４）都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜でないと判定された旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者及び第４の４の（６）に定める者に連絡する。また、届出に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。	（２）都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜のいずれにも当たらないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者に連絡する。また、通報に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。
２　対策本部の開催及び国、都道府県等の連携	２　対策本部の設置及び国・都道府県等の連携
（１）農林水産省は、患畜又は疑似患畜である旨の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省豚コレラ防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を開催し、初動対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。	（１）農林水産省は、患畜又は疑似患畜である旨の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省豚コレラ防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を設置し、初動対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。
（２）農林水産省は、動物衛生研究部門、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。 ①　（１）の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員 ②　（１）の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家 ③　と殺、埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム ④　小委に設置する疫学調査チーム	（２）農林水産省は、動物衛生研究所、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。 ①　国の防疫に関する方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員 ②　国の防疫に関する方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家 ③　と殺及び埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム ④　小委に設置する疫学調査チーム
（３）都道府県は、（１）の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県豚コレラ防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を開催する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に開催する。	（３）都道府県は、（１）の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県豚コレラ防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を設置する。ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。
（４）都道府県は、都道府県対策本部の役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、当該本部において、防疫措置、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。	（４）都道府県は、都道府県対策本部について、その役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、防疫作業、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。

（５）（略）	（５）（略）
（６）都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。	（６）都道府県対策本部は、防疫措置を円滑に実行するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。
（７）農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、速やかに、保有する防疫資材及び機材を譲与し、又は貸し付ける。	（７）農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、当該防疫措置に必要な範囲内において、速やかに、保有する防疫資材・機材を譲与し、又は貸し付ける。
（８）（略）	（８）（略）
３　報道機関への公表等	３　報道機関への公表等
（１）第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課は都道府県畜産主務課と協議の上、病性の判定前に公表する。	（１）農林水産省は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、都道府県とともに報道機関に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と都道府県畜産主務課で協議の上、病性の判定前に公表する。
（２）（略）	（２）（略）
（３）（１）による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。	（３）（１）による公表に当たっては、人・車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。また、発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地までに留め、当該農場の名称等の公表は、差し控える。
（４）（略）	（４）（略）
（５）報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。 ①　プライバシーの保護に十分配慮すること。 ②　発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。	（５）報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。 ①　プライバシーの保護に十分配慮すること。 ②　発生農場には近づかないなど、まん延防止及び防疫作業の支障にならないようにすること。
４　防疫措置に必要な人員の確保	４　防疫措置に必要な人員の確保
（１）都道府県は、第４の４で講じた措置をもとに、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。また、その計画について速やかに動物衛生課に報告する。	（１）都道府県は、疫学調査、発生農場におけると殺等の防疫措置、移動制限の実施、消毒ポイントの運営等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関及び関係団体の協力を得て、必要な人員を速やかに確保する。
（２）当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。	（２）当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請及び自衛隊の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。
第７　発生農場等における防疫措置	第７　発生農場における防疫措置

1　と殺（法第 16 条） （１）（略） （２）発生農場等への出入口は、原則として１か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。 （３）患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後 24 時間以内にと殺を完了する。 （４）（略） （５）（略） （６）と殺は、防疫措置従事者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、二酸化炭素ガス等の方法により迅速に行う。 　また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行うとともに、豚等の所有者、防疫措置従事者等の心情にも十分に配慮する。 （７）都道府県は、国と連携して、円滑な防疫対応や感染経路の究明のため、と殺時に発症している豚等の場所や頭数を記録するとともに、当該豚等の病変部位を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない豚等を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。 （８）（略） 2　死体の処理（法第 21 条） （１）患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定された後 72 時間以内に、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。 （２）農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。 ①～⑥（略） ⑦　死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。 ⑧　（略） ⑨　移動経過を記録し、保管する。 （３）埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する。）。焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては（２）の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、（２）に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での	1　と殺（法第 16 条） （１）（略） （２）発生農場への出入口は、原則として１か所に限定し、その他の出入口については、門を閉じる、綱を張る等の方法により閉鎖する。 （３）患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第５の２の判定後 24 時間以内にと殺を完了する。 （４）（略） （５）（略） （６）と殺は、作業者の安全を確保することに留意し、薬殺、電殺、炭酸ガス等の方法により迅速に行う。 　また、鎮静剤又は麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉の観点からの配慮を行う。 （７）感染経路の究明のため、と殺時に発症している豚等を鮮明に撮影する。また、動物衛生課と協議の上、発症していない豚等を含めて、飼養規模に応じた検査材料の採材を行う。 （８）（略） 2　死体の処理（法第 21 条） （１）患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、患畜又は疑似患畜と判定した後 72 時間以内に、発生農場又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。 （２）農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。 ①～⑥（略） ⑦　死体を処理する場所まで家畜防疫員が同行する。 ⑧　（略） ⑨　移動経過を記録する。 （３）埋却による処理が困難な場合には、焼却による処理又は化製処理を行った上での埋却若しくは焼却による処理を行う。この場合において、これらの処理を行うための死体の移動に当たっては（２）の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、（２）に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、（

埋却は、原則として、（１）の場所に行う。 （４）焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。 ①　運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。 ②　死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。 ③　死体の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。 ④　焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及び③の経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。 ３　汚染物品の処理（法第 23 条） （１）発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのしし を含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。 ①　精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあっては、病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。） ②～⑤（略） （２）やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。 ①～⑥（略） ⑦　移動経過を記録し、保管する。 （３）焼却処理をする場合は、次の措置を講ずる。 ①　運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。 ②　汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。 ③　汚染物品の焼却処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。 ４（略） ５（略） 第８　通行の制限又は遮断（法第 15 条）	１）の場所に行う。 （４）焼却（化製処理を行った上で行うものを除く。）又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。 ①　運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。 ②　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。 ③　焼却又は化製処理の完了後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。 ④　焼却又は化製処理が完了し、設備、資材及び③の経路の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立ち会う。 ３　汚染物品の処理（法第 23 条） （１）発生農場における次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却による処理、化製処理を行った上での埋却若しくは焼却による処理又は消毒を行う。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、２の（１）の場所に行う。 ①　精液、受精卵等の生産物（ただし、精液にあっては、病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。） ②～⑤（略） （２）やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。 ①～⑥（略） ⑦　移動経過を記録する。 （３）焼却（化製処理を行った上で行うものを除く。）又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。 ①　運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。 ②　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。 ③　焼却又は化製処理の完了後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。 ４（略） ５（略） 第８　通行の制限又は遮断（法第 15 条）

1　都道府県又は市町村は、動物衛生課と協議の上、豚コレラの発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。	1　都道府県又は市町村は、豚コレラの発生の確認後速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤・通学、医療・福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
2　法に規定されている上限の 72 時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要性がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。	2　法に規定されている上限の 72 時間を経過した後もウイルスのまん延防止の必要性がある場合には、道路管理者等との協議を行い、通行の自粛の要請等適切な措置を実施できるよう、あらかじめ調整する。
3（略）	3（略）
第９　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）	第９　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第 32 条）
1　制限区域の設定	1　制限区域の設定
（１）移動制限区域	（１）移動制限区域
①　（略）	①　（略）
②　都道府県は、発生農場における感染状況等から届出が遅れたことが明らかであり、かつ、第４の３の（２）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、豚等の飼養密度に応じ、半径３キロメートルを超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。	②　都道府県は、発生農場における感染状況等から通報が遅れたことが明らかであり、かつ、第４の３の（２）に掲げる疫学情報により既に感染が拡大しているおそれがあると考えられる場合等には、動物衛生課と協議の上、周辺の農場数、豚等の飼養密度に応じ、半径３キロメートルを超えて移動制限区域を設定する。この場合、当該発生農場の所在する都道府県全体又は当該都道府県を含めた関係都道府県全体を対象として移動制限区域を設定することもできる。
（２）（略）	（２）（略）
（３）家畜市場又はと畜場で発生した場合 都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する豚等が第５の２により患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。	（３）家畜市場又はと畜場で発生した場合 都道府県は、家畜市場又はと畜場に所在する豚等が第５の２により患畜又は疑似患畜と判定された場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。
①　当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径１キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。	①　原則として、当該家畜市場又はと畜場を中心とした半径１キロメートル以内の区域について、移動制限区域として設定する。
②　当該豚等の出荷元の農場を中心として、原則として（１）及び（２）と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。	②　当該豚等の出荷元の農場を中心として、（１）及び（２）と同様に移動制限区域及び搬出制限区域（以下「制限区域」という。）を設定する。
（４）制限区域の設定方法	（４）制限区域の設定方法
①　移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域内の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。	①　移動制限区域の外縁の境界及び搬出制限区域内の外縁の境界は、市町村等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するのに適当なものに基づき設定する。

② 制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。	② 移動制限区域又は搬出制限区域が複数の都道府県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
③ （略）	③ （略）
（５）豚等の所有者への連絡等 都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡するとともに、その後の検査スケジュールについて説明する。また、当該区域内の豚等の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。	（５）豚等の所有者への連絡等 都道府県は、制限区域の設定を行った場合には、速やかに、当該区域内の豚等の所有者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ、電子メール等により連絡する。また、当該区域内の豚等の所有者に対し、いのしし等の野生動物の侵入防止の徹底について指導する。
２ 制限区域の変更	２ 制限区域の変更
（１）（略）	（１）（略）
（２）制限区域の縮小 発生状況、周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径１キロメートルまで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から７キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。	（２）制限区域の縮小 発生状況及び周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径１キロメートルまで縮小することができる。その際、併せて、移動制限区域の外縁から７キロメートル以内の区域について、搬出制限区域として設定する。
３ （略）	３ （略）
４ 制限の対象 移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。	４ 制限の対象 移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。
（１）～（３）（略）	（１）～（３）（略）
（４）豚等の排せつ物等	（４）敷料、飼料、排せつ物等
（５）敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）	（５）家畜飼養器具
５ 制限の対象外	５ 制限の対象外
（１）移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷	（１）移動制限区域内の豚等のと畜場への出荷
① （略）	① （略）
② 豚等の移動時には、次の措置を講ずる。	② 豚等の移動時には、次の措置を講ずる。
ア～キ （略）	ア～キ （略）
ク 移動経過を記録し、保管する。	ク 移動経過を記録する。
（２）・（３）（略）	（２）・（３）（略）
（４）制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動	（４）制限区域内の豚等の死体等の処分のための移動
① （略）	① （略）
② 移動時には、次の措置を講ずる。	② 移動時には、次の措置を講ずる。

ア～ク　（略） ケ　移動経過を記録し、保管する。 ③　焼却、化製処理又は消毒をする場合には、次の措置を講ずる。 ア　運搬車両から死体等の投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。 イ　死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。 ウ　焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、施設等の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。 （５）・（６）（略）	ア～ク　（略） ケ　移動経過を記録する。 ③　焼却又は化製処理をする場合には、次の措置を講ずる。 ア　運搬車両から原料投入場所までシートを敷く。 イ　原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。 ウ　焼却又は化製処理の完了後直ちに、焼却施設等の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。 （５）・（６）（略）
第 10　（略）	第 10　（略）
第 11　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２等） １（略） ２（略） ３　消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫関係車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。 特に、畜産関係車両や防疫関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。	第 11　消毒ポイントの設置（法第 28 条の２） １（略） ２（略） ３　消毒ポイントの設置に当たっては、車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、畜産関係車両や防疫作業車両のみならず、必要に応じて一般車両も効率的かつ確実に消毒されるよう、消毒設備の構造等を工夫する。 特に、畜産関係車両や防疫作業関係車両については、消毒ポイントを通行するよう指導し、運転手や車両内部を含め、厳重な消毒を徹底する。
第 12　ウイルスの浸潤状況の確認 １　疫学調査 （１）疫学調査の実施方法 都道府県は、第４の３の（２）による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある豚等（以下「疫学関連家畜」という。）を特定するための疫学調査を実施する。 （２）疫学関連家畜 （１）の調査の結果、次の①から③までに該当する豚等であることが明らかとなったものは、動物衛生課と協議の上、疫学関連家畜と判断し、臨床検	第 12　ウイルスの浸潤状況の確認 １　疫学調査 （１）疫学調査の実施方法 都道府県は、第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、病性等判定日から少なくとも 28 日間遡った期間を対象として、発生農場における豚等、精液、受精卵、人（獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況並びに関係者の海外渡航歴に関する疫学情報を収集し、ウイルスに汚染したおそれのある豚等に関する調査を実施し、できる限り短期間で完了させる。 （２）疫学関連家畜 （１）の調査の結果、次の豚等であることが明らかとなったものは、疫学関連家畜として、法第 32 条第１項の規定に基づき移動を禁止し、臨床症

査を行う（（１）又は２の（１）の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状がないことが確認されている場合を除く。）とともに、患畜又は疑似患畜との接触後 21 日を経過した後に血清抗体検査（エライザ法）を行う。	状の観察を行うとともに、患畜又は疑似患畜との接触後 21 日を経過した後に血清抗体検査（エライザ法）を行う。
①・②　（略）	①・②　（略）
（削る）	③　病性等判定日から遡って 28 日以内に発生農場に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に出入りした他の農場等で飼養されている豚等
③　第５の２の（２）の④から⑥までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等 なお、病性等判定日から遡って 28 日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から７日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議の上、当該農場において飼養されている豚等について、疫学関連家畜とする。	④　第５の２の（２）の④から⑥までに規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている豚等
（３）疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置 疫学関連家畜を飼養する農場においては、（２）で疫学関連家畜と判断されてから患畜又は疑似患畜との接触後 21 日を経過した後に実施する血清抗体検査で陰性が確認されるまで、法第 32 条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。 ①　生きた豚等 ②　採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。） ③　豚等の死体 ④　豚等の排せつ物等 ⑤　敷料、飼料及び家畜飼養器具	（新設）
２（略）	２（略）
３　１の（２）又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応 （１）都道府県は、１の（２）又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合は、直ちに次の措置を講ずる。 ①　１の（２）の検査で陽性が確認された場合 第４の６の（２）の①の措置を実施するとともに、１の（２）の検査の結果及び第４の６の（２）の①の措置において実施した検査の結果に	３　１の（２）又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合の対応 （１）都道府県は、１の（２）又は２の検査で異状又は陽性が確認された場合は、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。 ア　１の（２）の検査で陽性が確認された場合 第４の６の（２）の①の措置を実施するとともに、１の（２）の検査の結果及び第４の６の（２）の①の措置において実施した検査の結果につい

ついて（遺伝子解析等検査が終了している場合にあっては、その結果についても）、動物衛生課に報告する。 ② ２の検査で異状又は陽性が確認された場合 第４の５の（２）の手続により、必要な検体を動物衛生研究部門に送付するとともに、動物衛生課に報告する。 （２）農林水産省は、都道府県から（１）の報告があった場合、直ちに次の措置を講じる。 ① 農林水産省は、１の（２）又は２の検査の結果に基づき、第５の判定を行う。 ② 農林水産省は、１の（２）又は２の検査の結果及び（１）において行う第５の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。 ４ 検査員の遵守事項 １及び２の調査又は検査を行う者は、次の事項を遵守する。 ① 発生農場の防疫措置に従事した日から７日を経過していない者は、１及び２の調査又は検査において、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を３日まで短縮できるものとする。 ② 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。 ③～⑤（略）	て（遺伝子解析等検査が終了している場合にあっては、その結果についても）、原則として、第５の判定を行う。 イ ２の検査で異状又は陽性が確認された場合 第４の５の（２）の手続により、必要な検体を動物衛生研究所に送付するとともに、第５の判定に移行する。 （２）農林水産省は、１の調査及び２の検査の結果並びに（１）の措置において行う第５の判定の結果を踏まえ、必要がある場合には、速やかに防疫方針の見直し又は緊急防疫指針の策定を行う。 ４ 検査員の遵守事項 １及び２の調査又は検査を行う者は、次の事項を遵守する。 ① 発生農場の防疫措置に従事した日から７日を経過していない者は、１及び２の調査又は検査において、農場に立ち入らないこと。 ② 車両を当該農場の敷地の外に置き、防疫服を着用して畜舎に入ること。 ③～⑤（略）
第 13（略） 第 14 家畜の再導入 １ 導入前の検査 都道府県は、豚等の再導入を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の１か月前以内に、当該農場に立入検査を行い、清掃、消毒等の確認を行う。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に届け出るよう指導する。 ２（略） 第 15 発生の原因究明 １ 第５の２により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、農林水産省及び都道府県は、発生農場に関する疫学情報の収集、豚等、人（農場作業者、獣	第 13（略） 第 14 家畜の再導入 １ 導入前の検査 都道府県は、豚等の再導入を予定する発生農場を対象に、最初の導入予定日の１か月前以内に、当該農場に立入検査を行う。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日豚等の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう指導する。 ２（略） 第 15 発生の原因究明 １ 農林水産省及び都道府県は、豚コレラの発生の確認後直ちに、発生農場に関する疫学情報の収集、豚等、人（獣医師、家畜人工授精師等豚等に接触す

医師、家畜人工授精師等豚等に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、野生動物における感染確認検査、気象条件等の疫学情報に関する網羅的な調査を、動物衛生研究部門等の関係機関と連携して実施する。 ２　小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、１の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因の分析及び取りまとめを行う。	る者、地方公共団体職員等）及び車両（飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り、飼料（食品残さを含む。）の給与状況、関係者の海外渡航歴、物品の移動、野生動物における感染確認検査、気象条件等に関する網羅的な調査を、動物衛生研究所等の関係機関と連携して実施する。 ２　小委の委員等の専門家から成る疫学調査チームは、１の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ原因究明の分析・取りまとめを行う。
第16　その他 １～３（略） ４　都道府県は、本疾病の収束後も、豚等の所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを持続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等のきめ細やかな対応を行うよう努める。	第16　その他 １～３（略） （新設）
別記様式１・２（略）	別記様式１・２（略）

（別記様式３）

病　性　鑑　定　依　頼　書

平成　　年　　月　　日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門長　殿

依頼機関代表者・氏名　（印）

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

１　動物種（品種、性別、個体識別番号等を含む。）

２　鑑定材料（種類及び数量を含む。）

３　鑑定目的
豚コレラの診断

４　発生状況
別添のとおり（別記様式２を添付）

５　連絡先

６　その他特記事項

（別記様式３）

病　性　鑑　定　依　頼　書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究所長　殿

依頼機関代表者・氏名　（印）

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

１　動物種（品種、性別、個体識別番号等を含む。）

２　鑑定材料（種類及び数量を含む。）

３　鑑定目的
豚コレラの診断

４　発生状況
別添のとおり（別記様式２を添付）

５　連絡先

６　その他特記事項

（別記様式４）

プレスリリース

平成　　年　　月　　日
農　林　水　産　省
［　〇　〇　県　］

豚コレラの（疑似）患畜の確認について

・本日、家畜伝染病である「豚コレラ」の（疑似）患畜が〇〇県［県内］で確認されました。
・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養豚（いのしし）の移動を自粛しています。なお、豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、現に慎むようお願いします。

１　農場の概要
所在地：〇〇県〇〇市〇〇
飼養状況：〇〇豚（いのしし）　　飼養頭数　〇〇頭

２　経緯
（１）〇〇月〇〇日、〇〇から〇〇である旨、〇〇家畜保健衛生所に通報がありました。
（２）同日、〇〇家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、同県病性鑑定施設で実施した抗原検査（RT-PCR検査、蛍光抗体法）で陽性となったため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に検体を送付しました。
（３）同研究所による遺伝子解析の結果、豚コレラウイルスに特異的な遺伝子を確認したことから、豚コレラの（疑似）患畜と判定しました。

３　今後の対応
農林水産省は、本日の豚コレラ防疫対策本部で決定したとおり、以下

（別記様式４）

プレスリリース

平成　　年　　月　　日
農　林　水　産　省
［　〇　〇　県　］

豚コレラの（疑似）患畜の確認について

・本日、家畜伝染病である「豚コレラ」の（疑似）患畜が〇〇県［県内］で確認されました。
・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養豚（いのしし）の移動を自粛しています。なお、豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、現に慎むようお願いします。

１　農場の概要
所在地：〇〇県〇〇市〇〇
飼養状況：〇〇豚（いのしし）　　飼養頭数　〇〇頭

２　経緯
（１）〇〇月〇〇日、〇〇から〇〇である旨、〇〇家畜保健衛生所に通報がありました。
（２）同日、〇〇家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所に検体を送付しました。
（３）同研究所による〇〇検査及び〇〇検査で陽性となったことから、豚コレラの（疑似）患畜と判定しました。

３　今後の対応
農林水産省は、本日の豚コレラ防疫対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。
（１）「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成●年●月●日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養されている豚等のと殺、埋却及び移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施する。
（２）移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施する。
（３）感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
（４）県との的確な連携を図るため、大臣、副大臣、政務官が県と密接に連絡をとる。（現地派遣又は電話連絡）。
（５）感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣する。
（６）殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣する。
（７）感染経路の究明のため、「疫学調査チーム」を派遣する。
（８）全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知する。
（９）関係府省と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

４　その他
（１）豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染豚の肉を摂取しても人体に影響はありません。
（２）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
（３）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

お問合せ先
所属：○○
担当：○○
TEL：○○
FAX：○○

（１）「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成25年●月●日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養されている豚等のと殺、埋却及び移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施する。
（２）移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施する。
（３）感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
（４）県との的確な連携を図るため、大臣、副大臣、政務官が県と密接に連絡をとる。（現地派遣又は電話連絡）。
（５）感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣する。
（６）殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣する。
（７）感染経路の究明のため、「疫学調査チーム」を派遣する。
（８）全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知する。
（９）関係府省と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

４　その他
（１）豚コレラは、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染豚の肉を摂取しても人体に影響はありません。
（２）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
（３）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

お問合せ先
所属：○○
担当：○○
TEL：○○
FAX：○○

別記様式５～７（略）	別記様式５～７（略）